

32. (Gno.78) アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究

代表：伊藤 壽英

2017/02/15 (承認) 2017 年度 (開始)

【研究の目的】

グローバル化の進展に従い、アジア市場はますます経済的繁栄の中心となってきた。しかしながら、その法文化の多様性により、取引社会・識者・実務家の多くは、取引費用の増加をもたらす、市場経済の発展を阻害しうるとの危惧を表している。そこで、本研究は、アジアにおける法文化の多様性を理解し、さらに商取引における法の支配の確立のために、ありうべき法統一をどのように考えるかについて検討を進めることとする。

【研究活動及び成果】

総括

国境を越える企業間取引から生ずる紛争について、とくにアジア地域では、長期化高額化する国際商事仲裁よりも、国際調停のほうが望ましいとの視点に立ち、近時のコロナ禍で生じうる紛争について、検討した。

刊行物

伊藤 壽英「アフターコロナ時代における国際取引紛争解決について」Chuo Online 2020 年 12 月 10 日
(<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20201210.php>)

口頭発表

2020 年 11 月 3 日 佐藤 信行「比較法文化プロジェクトからみた国際紛争」(ウェビナー)